

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の改定について

本広域連合では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」に基づき、後期高齢者医療制度関係事務において、個人番号を含む個人情報ファイル（以下、「特定個人情報ファイル」といいます。）を取り扱っています。

平成29年11月には、各情報保有機関と情報提供ネットワークシステム等を通じて直接加入者情報を利用する情報連携の本格運用が開始されたことにより、本広域連合では、特定個人情報保護評価を実施、公表しているところですが、特定個人情報ファイルの取り扱いに重要な変更を加える際には、特定個人情報保護評価を再実施することになっています。

本広域連合では、情報連携における後期高齢者医療広域連合電算処理システムから中間サーバーへのファイル連携方法について変更するため、新たに必要となるリスク対策等を記載しました。また、特定個人情報保護評価の実施から一定期間が経過したため、個人情報の保護に関する情報技術の進歩などを考慮し、特定個人情報保護評価書の見直しを行いました。

つきましては、次の改定内容に基づき「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」を作成しましたので、その内容について、広く意見を募集します。

2 評価書の主な改定について

I. 基本情報【P3～P20】

■後期高齢者医療制度事務の内容、特定個人情報を取り扱う理由等を記載したもの

- オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムへ被保険者等の資格履歴情報を提供することとなる事務内容の追加
- 標準システムの機能リリースにより可能となる、標準システムと統合専用端末間を自動でデータ連携するものに関する記載とする変更及び使用するシステムを図示したものの追加

II. 特定個人情報ファイルの概要【P21～P35】

■対象となる人数、記録される項目、特定個人情報の入手方法や取り扱いの委託等を記載したもの

- 情報提供ネットワークシステムから特定個人番号を入手する際の妥当性として、標準システムの機能リリースにより可能となる、標準システムと統合専用端末間を自動でデータ連携することについて追加
- オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用する際に、個人番号を利用して被保険者等の資格情報を個人番号と紐づけて管理するため、特定個人情報ファイルの取扱いの委託を行う場合の妥当性に追加
- 中間サーバー等のクラウド化が開始されることに伴う運用・保守の条件についての記載を追加
- 標準システムの機能リリースにより、特定個人情報ファイルに記録される新たな項目を追加

Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策【P36～P49】

■特定個人情報の入手や使用、委託、他機関への提供、保管及び消去等におけるリスク対策等を記載したもの

- 特定個人情報ファイルの取り扱い際の、中間サーバーへのアクセス権限が付与されたものにおけるセキュリティに対する措置等を追加
- 従業者及び委託先へのリスク対策の措置及び条件等を追加
- 標準システムの機能リリースにより可能となる、標準システムと統合専用端末間を自動でデータ連携するものに関するセキュリティ対策の追加

Ⅳ. その他のリスク対策【P50】

■監査や従業者に対する教育・啓発等について記載したもの

- 取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置として、職員研修に係る取扱いを追加

3 今後のスケジュールについて

6月25日に開催する「情報公開・個人情報保護審査会」で第三者点検を受け調整後、評価書を確定する。

7月1日頃に、個人情報保護委員会へ提出するとともに、速やかに公表する。

令和2年度			
5月	6月		7月
5/21～6/18	6/25	←→	7/1～
パブリックコメントの実施	点検 個人情報保護審査会	確定 意見の反映・評価書の確定	公表 ・公表（HPなど） ・個人情報保護委員会へ提出
←→ 意見の反映、意見に対する回答など			